

# 福祉住環境コーディネーター検定試験®

## 3級公式テキスト 改訂版

### 追補資料

- 本「公式テキスト改訂版」（以下、テキスト）について、2013年3月1日時点での情報に基づき、内容を追補いたします。
- 本追補資料はテキストとともに出題範囲に含まれますので、第30回・第31回試験を受験される方は、本追補資料を合わせて学習していただきますようお願い申し上げます。

なお、検定試験において、テキストおよび追補資料いずれにも記載されている事項を出題する場合、原則として制度・法律の時期等を明確にすることといたします。

改訂版の発刊以降、福祉住環境コーディネーターにとって重要といえる制度・法律が以下のように改正されています。

この追補資料では、主にその法律改正などをもとにした内容を記述しています。

#### 1節 介護保険制度の改正…………… 3級 追補2ページ

◎介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

【2011. 6. 22法律第72号：2012. 4. 1施行、一部2011. 6. 22施行】

#### 2節 住宅施策の見直し…………… 3級 追補4ページ

◎高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律

【2011. 4. 28法律第32号：2011. 10. 20施行】

#### 3節 障害保健福祉施策の見直し…………… 3級 追補5ページ

◎障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に  
おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

【2010. 12. 10法律71号：2012. 4. 1施行、一部2010. 12. 10、もしくは2011. 10. 1施行】

◎障害者基本法の一部を改正する法律

【2011. 8. 5法律第90号：2011. 8. 5施行、一部2012. 5. 20施行】

◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の  
整備に関する法律

【2012. 6. 27法律第51号：2013. 4. 1施行、一部2014. 4. 1施行】

#### 4節 新たな高齢社会対策大綱の策定…………… 3級 追補8ページ

## 1 節 介護保険制度の改正

急速な高齢化に伴いさまざまな課題が生じている中、2011（平成 23）年 6 月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の住みなれた地域での安心の暮らしを主眼とし「地域包括ケアシステム」の構築を目指した多岐に渡る制度改正（介護保険法の改正など）が行われ、主に 2012（平成 24）年 4 月から以下のように施行されました。

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進める	
<b>1</b> 医療と介護の連携の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進</li> <li>②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定</li> <li>③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設</li> <li>④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能に</li> <li>⑤介護療養病床の廃止期限（2012 年 3 月末）を猶予。新たな指定は行わない</li> </ul>
<b>2</b> 介護人材の確保とサービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能に</li> <li>②介護福祉士の資格取得方法の見直し（2012 年 4 月実施予定）を延期</li> <li>③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件・取消要件に労働基準法等違反者を追加</li> <li>④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直し</li> </ul>
<b>3</b> 高齢者の住まいの整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加</li> <li>○厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進</li> </ul>
<b>4</b> 認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民後見人の育成・活用など、市区町村における高齢者の権利擁護を推進</li> <li>②市区町村の介護保険事業計画で地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む</li> </ul>
<b>5</b> 保険者による主体的な取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保</li> <li>②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能に</li> </ul>
<b>6</b> 保険料の上昇の緩和	○各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用

【施行日】 **1**⑤、**2**②については 2011 年 6 月 22 日、その他は 2012 年 4 月 1 日施行

※その他、介護保険制度の財源構成について、2012～2014 年度における第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の負担割合は、それぞれ 21%と 29%となっています（第 1 章 P22・図 2）

### 介護予防・日常生活支援総合事業の創設（P25）

要支援者や二次予防事業の対象者などに対する、「介護予防・日常生活支援総合事業」が、2012（平成 24）年度より地域支援事業の一類型として創設されました。

これは、市区町村（以下、「市町村」）が主体となって、対象者の状態像や意向に応じて、介護予防と生活支援（配食・見守り等）サービス、さらに権利擁護や社会参加などの多様なサービスを提供する総合事業であり、地域包括支援センターのケアマネジメントにもとづき実施されます。

要支援者も対象となっていますが、総合事業の対象とするか、従来の予防給付の対象とするかは、本人の意向を尊重しつつ適切なケアマネジメントにもとづき判断されます（予防給付をうける要支援者が、予防給付対象サービスと同じ種類のサービスをうけることはできません）。

事業者やサービス費用・利用料等については、市町村が地域の事情に応じて柔軟に決定します。

### 地域密着型サービスにおける新サービスの創設（P26）

2012（平成 24）年度の改正により、介護給付における地域密着型サービスにおいて、次の 2 種類の新サービスが創設されました。

分類	サービス名	サービス内容（介護給付）	予防給付の有無
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間をつうじて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回や通報により居宅を訪問するサービス。1つの事業所が訪問介護と訪問看護を提供する一体型と、訪問看護事業所との連携を図って実施する連携型がある	×
	複合型サービス	居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的となるサービスの組み合わせにより提供されるサービス。2012年現在では、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせのみが認められている	×

## 福祉用具・住宅改修の改正

### ○福祉用具の改正（第3章 P101～102）

2012（平成 24）年 4 月から、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象となる福祉用具が拡充され、次のような取扱いとなっています。

福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特殊寝台付属品」として、「介助用ベルト」を追加（身体に巻きつけて使用し、起き上がり・立ち上がり・移乗などを容易に介助することができるもの。入浴補助用具である「入浴用介助ベルト」は除く）</li> <li>・「自動排泄処理装置」を追加（尿や便を自動的に吸引し、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造であり、容易に使用できるもの。交換可能部品を除く。要支援および要介護 1～3 の人は原則として対象外）</li> </ul>
特定福祉用具販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「腰掛便座」の、和式便座の上に置いて腰掛式に変換するものにおいて、その高さを補うものを追加</li> <li>・「特殊尿器」を「自動排泄処理装置の交換可能部品」に改正（レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるものであって、容易に交換できるもの）</li> </ul>

※なお、福祉用具貸与および特定福祉用具販売（予防給付サービスを含む）について、福祉用具サービス計画を作成することが義務化されました。（既存の事業所は 2013（平成 25）年 3 月 31 日までに作成）

### ○住宅改修の改正（第 4 章 P158）

2012（平成 24）年 4 月から、住宅改修費の対象となる住宅改修の拡充が、以下のように行われています。

住宅改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「段差の解消」として、通路等の傾斜の解消を追加</li> <li>・「その他各住宅改修に付帯して必要となる住宅改修」に、「段差の解消」におけるスロープの設置に伴う、転落や脱輪防止用を目的とする柵や立ち上がりの設置を追加</li> <li>・「引き戸等への扉の取替え」として、扉の撤去を追加</li> </ul>
-------	---

## 認知症対策の推進（第 1 章 P29）

### ○認知症対策等総合支援事業について

認知症対策等総合支援事業においては、2011（平成 23）年 4 月 1 日より改正された取扱い通知が適用され、以下のように事業の再編が行われています。

2011 年 3 月 31 日以前	2011 年 4 月 1 日以後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症地域支援体制構築等推進事業</li> <li>・ 認知症対策連携強化事業</li> <li>・ 認知症ケア多職種共同研修・研究事業</li> <li>・ 認知症ケア高度化推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村認知症施策総合推進事業（市町村事業）</li> <li>・ 都道府県認知症施策推進事業（都道府県事業）</li> <li>・ 認知症地域資源連携検討事業（認知症介護研究・研修東京センターの事業）</li> <li>・ 市民後見推進事業（市町村事業）</li> </ul>

## ○今後の認知症施策の方向性

厚生労働省の認知症施策検討プロジェクトチームにより、2012（平成24）年6月において「今後の認知症施策の方向性について」が取りまとめられ、これからの認知症施策の基本的な考え方や現状・課題等、具体的な対応方策などが示されました。

ここでは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、従来の、「自宅→グループホーム→施設あるいは一般病院・精神病院」という「ケアの流れ」を、逆の流れとする標準的なケアパスを構築することを、今後目指すべき基本目標として定めています。

この基本目標の実現のため掲げられている、施策を進めていくための視点は以下の7つです。

①標準的な認知症ケアパスの作成・普及	⑤地域での日常生活・家族の支援の強化（認知症地域支援推進員の設置や認知症サポーターキャラバンの継続的实施・市民後見人の育成と活動支援など）
②早期診断・早期対応（かかりつけ医の認知症対応力の向上や認知症初期集中支援チームの設置・早期診断等を担う「身近型認知症疾患医療センター」の整備など）	⑥若年性認知症施策の強化
③地域での生活を支える医療サービスの構築	⑦医療・介護サービスを担う人材の育成（認知症ライフサポートモデルの策定や医療・介護従業者に対する研修の実施など）
④地域での生活を支える介護サービスの構築	

なお、今後の取組みとして、この報告書に掲げた施策に関する2013（平成25）年度からの5年間の具体的な計画を策定することとされており、2012年9月には「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が公表されています。

## 2節 住宅施策の見直し

### 従来の高齢者向け賃貸住宅制度の廃止とサービス付き高齢者向け住宅の新設（第5章）

2011（平成23）年4月28日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）等の一部を改正する法律」が公布され、同年10月20日より施行されました。

従来「高齢者住まい法」では「高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃、登録制）」「高齢者専用賃貸住宅（高専賃、登録制）」「高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃、認定制）」の3つの高齢者向け賃貸住宅が制度化されていましたが、医療・介護事業者との連携が不十分であったり、高齢者の住まいの制度が複雑であったりしたことに対応し、これらを「サービス付き高齢者向け住宅」として一本化した改正となっています（従来の3つの高齢者向け賃貸住宅制度は廃止されています）。

サービス付き高齢者向け住宅とは、単身や夫婦のみの高齢者世帯が安心して住める賃貸住宅などのことで、建物としてはバリアフリー設計など高齢者が安全に生活できるような配慮がなされており、サービスではケアの専門家による状況把握（安否確認）・生活相談などがついています。

これらは都道府県知事などによる登録制度となっており、登録基準は以下の表の通りです。

登録基準	ハード	●床面積は原則 25㎡以上 ●構造・設備が一定の基準を満たすこと ●バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）
	サービス	●サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供） [サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助等]
	契約内容	●長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ●敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと ●前払金に関して入居者保護が図られていること（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

登録事業者の義務	●契約締結前にサービス内容や費用について書面を交付して説明 ●登録事項の情報開示 ●誤解を招くような広告の禁止 ●契約に従ってサービスを提供すること
行政による指導監督	●報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査 ●業務に関する是正指示 ●指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

なお、高齢者を入居させて、入浴や排せつ、もしくは食事の介護、食事の提供・その他の日常生活に必要な一定の便宜などを提供する場合、「老人福祉法」上における有料老人ホームに該当し、届出が必要です。介護などを提供するサービス付き高齢者向け住宅の場合も、法的な位置付けとしては有料老人ホームに該当しますが、サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受けている場合は、「老人福祉法」における届出などの規定は適用されません。

### 新たな住生活基本計画（全国計画）の策定（第5章 P181）

「住生活基本法」に基づく住生活基本計画（全国計画）はおおむね5年ごとに見直すこととされており、2011（平成23）年3月に、2011～2020年度までを計画期間とした新しい住生活基本計画が策定されました。

住生活の安定や向上のための成果指標・バリアフリー化についての明確な数値目標が盛り込まれるなどの従来のポイントは同様ですが、改定の主なポイントは以下のようになっています。

- ①ハード面（広さなど）に加え、ソフト面（サービスなど）の充実により住生活を向上
- ②老朽マンション対策など、住宅ストックの管理・再生対策を推進
- ③新築住宅市場に加え、既存住宅流通・リフォーム市場の整備を推進

## 3節 障害保健福祉施策の見直し

障害保健福祉施策については、2010（平成22）年12月10日に、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法」などの一部改正が行われました（施行は2012（平成24）年4月1日。一部は公布の日、もしくは2011（平成23）年10月1日）。その後、2011年8月5日には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・施行されています。

これらの経緯を経て、2012年6月27日には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正することとなっています（施行は2013（平成25）年4月1日、一部2014（平成26）年4月1日）。

### 「障害者自立支援法」の改正

#### ○同行援護の創設（第1章 P32）

障害福祉サービスについて、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与するものとする「同行援護」サービスが2011（平成23）年10月1日より、「障害者自立支援法」における介護給付として新設されました。

この中において供与される具体的な便宜については、当該障害者に同行して行う移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の外出に際する必要な援助とされています。

### ○利用者負担の応能化 (P31)

自立支援給付の利用者については、所得に応じた上限額の範囲内において、原則1割を負担するものとされていましたが、障害者の負担を軽減する観点から負担上限額は大幅に下げられ、実質的に負担能力に応じた負担となっていました。

これについて、2012（平成24）年4月1日より、指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担については、家計に負担能力に応じたものとするを原則とすることとされ、また、自立支援医療費や補装具費の支給についても同様の見直しが行われています。

### ○「障害者自立支援法」における児童デイサービス廃止 (P32)

従来、障害児を対象とした施設・事業において、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき実施されてきましたが、改正法施行に伴い「児童福祉法」に根拠規定が一本化されました。これにより、2012（平成24）年4月より、「障害者自立支援法」における介護給付としての児童デイサービスは廃止され、「児童福祉法」による障害児通所支援のなかで実施します。

### ○相談支援の充実 (P32)

相談支援体制の強化や支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の大幅な拡充などのため、2012（平成24）年4月より以下のサービスが追加されました。

分類	サービス名	種類	内容
自立支援給付	地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの便宜を供与する。
		地域定着支援	居宅において单身等の状況で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談などの便宜を提供する。
	計画相談支援給付	サービス利用支援	障害福祉サービスの申請、変更の申請に係る人などに対して、心身の状況、置かれている環境、利用の意向その他の事情を勘案し、①利用するサービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画案の作成、②支給決定後の障害福祉サービス事業者等との連絡調整、③支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載したサービス等利用計画の作成、を行う。
		継続サービス利用支援	指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者を対象に、サービス等利用計画（このサービスにより変更されたものを含む）が適切かどうかを定められた期間ごとに検証する。その結果や心身の状況などを勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、結果に基づき、①サービス等利用計画の変更および関係者との連絡調整、②新たな支給決定が必要な場合の申請の勧奨、のいずれかの便宜の提供を行う。

なお、これらの追加に伴い、従来のサービス利用計画作成は廃止となっています。

### ○地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業の必須事業化 (P33)

2012（平成24）年4月より、市町村地域生活支援事業において、成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。

成年後見制度利用支援事業では、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が有用であると認められる場合、制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。具体的には、補助を受けなければ制度の利用が困難な知的障害者・精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部または一部に対し補助を行います。

## 「障害者総合支援法」の制定

### ○「障害者総合支援法」の基本理念

「障害者総合支援法」における基本理念では、障害者や障害児が日常生活・社会生活を営むための支援は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、

- ①すべての障害者・障害児が可能な限り身近な場所において必要な日常生活・社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されていること
- ②どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと
- ③障害者・障害児にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること、

を旨とし、総合的かつ計画的に行わなければならない、とされています。

なお、「障害者総合支援法」においては、施行の際に必要な経過措置を定めるとともに、施行後3年を目途に、基本理念等を勘案した支援の在り方などについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じ、また検討を加えるときは障害者などやその家族・関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものと規定されています。

### ○障害者の範囲の変更

「障害者自立支援法」では、2010（平成22）年12月に障害者の定義が改正され、その範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）となっていました。

また、2011（平成23）年8月には、「障害者基本法」において同様に障害者の定義が改正され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となっています（第2章 P53）。これらは、主に発達障害を明文化し、障害者として明確に位置付けた形の改正です（なお、「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とされています）。

これに加え、2013（平成25）年4月からの「障害者総合支援法」では、特定の難病等により障害がある人も対象とすることが定められています。

これにより、より制度の谷間のない支援の提供が可能となります。

### ○地域生活支援事業の追加（第1章 P33）

2013（平成25）年4月より、地域生活支援事業において主に次のような事業が追加されます。

実施主体	地域生活支援事業の追加
市町村	①障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発 ②障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修 ④意思疎通支援を行う者の養成
都道府県	①意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、または派遣する事業 ②意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

### ○障害支援区分への改正（P31）

2014（平成26）年4月より、従来の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めることとされました。障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして定められる区分となっています。

### ○共同生活介護の共同生活援助への一元化 (P32)

2014 (平成 26) 年 4 月より、障害福祉サービスのうち、共同生活介護 (ケアホーム) を共同生活援助 (グループホーム) に一元化します。これにより、共同生活援助において、日常生活上の相談のほか入浴・排せつ・食事の介護やその他の日常生活上の援助が行われます。

### ○重度訪問介護、地域移行支援の対象拡大 (P32)

2014 (平成 26) 年 4 月より、重度訪問介護の対象者が、重度の肢体不自由者以外で常時介護を要する障害者も含むもの、と拡大されています。また地域移行支援においても、その他の、地域における生活に移行するために重点的な支援を要する人を追加することとされています。

## 4 節 新たな高齢社会対策大綱の策定 (第 1 章 P6)

「高齢社会対策基本法」第 6 条の規定に基づき、2012 (平成 24) 年 9 月 7 日に新たな高齢社会対策大綱が閣議決定されました (2001 (平成 13) 年閣議決定の高齢社会対策大綱は廃止)。

この大綱は政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格をかんがみて、経済社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね 5 年を目途に必要な応じて、見直しを行うものとなっています。

新たな高齢社会対策大綱は、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針となることを目的として定められており、基本的考え方として、①「高齢者」の捉え方の意識改革、②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、③高齢者の意識と能力の活用、④地域力の強化と安定的な地域社会の実現、⑤安全・安心な生活環境の実現、⑥若年期からの「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現、の 6 つを掲げています。

また、これらをもとに、「就業・年金等分野に係る基本的施策」「健康・介護・医療等分野に係る基本的施策」「社会参加・学習等分野に係る基本的施策」「生活環境等分野に係る基本的施策」「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策」および「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策」の 6 つの分野の基本施策が記されており、このなかで、「生活環境等分野に係る基本的施策」のうち、「豊かで安定した住生活の確保」の内容は、以下のようになっています。

<b>①次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進</b>
高齢者等すべての人にとって安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築に向け、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質または性能の維持および向上により、良質な住宅ストックの形成を図ります。また、若年期からの持家の計画的な取得への支援等を引き続き推進します。
<b>②循環型の住宅市場の実現</b>
良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され流通が円滑に行われるとともに、居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される循環型の住宅市場を目指し、建物検査・保証、住宅履歴情報の普及促進等を行うことで、中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進めます。また、高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替えを支援します。
<b>③高齢者の居住の安定確保</b>
高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、サービス付きの高齢者向け住宅の供給等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進します。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進します。さらに、高齢者がその特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図ります。